

助成事業図録の作成について

平成 年 月 日

公益財団法人 西 枝 財 団
代表理事 西 枝 攻

〒604-0925
京都市中京区河原町二条下ルー之船入町
376京都クロトビル9階
TEL：075-253-6377
FAX：075-253-6370

弊財団では、助成事業として展覧会の図録の作成を行っております。図録は展覧会開催者と弊財団担当者及びデザイナーとの協議の上で作成を行います。作成に当たり以下事項をご確認ください。

1 作成手順

- (1) 図録作成ミーティング（開催者・デザイナー・弊財団担当者）
- (2) 展覧会初日に開催者が図録のドラフトを提出
- (3) 原稿内容，原稿提出締切日の決定
- (4) 展覧会終了後，原稿締切日までに原稿の提出
- (5) デザイン制作
- (6) 文字校正
- (7) 印刷

2 原稿の提出について

展覧会開催者から図録の原稿，図版・画像を提出いただきます。

原稿内容，原稿提出締切日は，協議の上決定させていただきます。

※原稿締切日を厳守ください。締切日までに提出のない場合には助成金をお支払いすることができません。

3 図録の作成費用

図録の作成費用は、助成事業の一環として弊財団が負担します。もっとも、原稿内容が弊財団の設立趣旨、目的等に沿わないと弊財団が判断した場合、または上記原稿提出期限が守られない場合には一切助成金を拠出しませんのでご注意ください。

公益財団法人西枝財団御中

誓約書

添付助成事業図録の作成につき以下の点理解し了承します。

- 1 助成事業図録の作成方法等につき理解しました。
- 2 同図録作成については、貴財団の指示に従います。
- 3 同図録作成について、貴財団の意図、趣旨、指示等に反する場合、及び原稿提出期限を守れなかった場合に助成金が拠出されないことを理解し、了承します。

平成 年 月 日

署名